

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 11 月 25 日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 大坪 守

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 那覇空港事務所電話交換機更新工事
- (2) 工事場所 那覇空港事務所 沖縄県那覇市安次嶺 531-3
- (3) 工事内容 新設電話交換機設備の据付、データ設定、付随する配線作業及び総合調整を行うとともに、既設電話交換機設備の撤去を行うものである。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成 27 年 3 月 27 日まで
- (5) 本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の対象工事である。
- (6) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時まで大阪航空局の平成 25・26 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」で、A 又は B 等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成 24 年 10 月 1 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又

は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者
(2.(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない施工業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)7条の規定による届出義務
- (7) 沖縄県内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく本社、支店又は営業所があること。
- (8) 次に掲げる施工実績を有すること。
- 平成11年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の要件を満たす工事(以下「同種工事」という。)の実績を有する者であること。
(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)
- なお、当該実績が平成13年4月1日以降に国土交通省の発注した上記同種工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
- 同種工事：300回線以上の電話交換機設備の設置又は更新を含む電気通信設備工事を施工した実績を有すること。
- (9) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 下記のいずれかの資格を有すること。
- ・工事担任者(AI第一種又はAI・DD総合種)
 - ・電気通信主任技術者(伝送交換又は線路)
 - ・これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者
- ② 2.(8)に掲げる工事の経験を有する者であること。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ④ 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。
- (10) 大阪航空局又は那覇空港事務所が発注した電気通信工事で、平成24年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
 - (11) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 門吉
電話番号 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成26年11月25日(火)から平成26年12月3日(水)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

交付場所 1) 3.(1)担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成26年11月25日(火)から平成26年12月3日(水)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 3.(1)に同じ。

申請書及び資料は、郵送(宅配便を含む。以下同じ。)又は持参により提出すること。(部数1部)ただし、いずれの場合も必ず電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成 26 年 12 月 16 日（火） 17 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに 3. (1) あて持参すること。（郵送又は託送による提出は認めない。）

開札は、平成 26 年 12 月 17 日（水） 10 時 00 分、那覇空港事務所 統合庁舎 2 階入札室において行う。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

免除。

2) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の

相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
 - 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (11) その他詳細は入札説明書による。